

美郷町公共施設等予約システム導入・運用保守業務に係る
公募型プロポーザル実施要綱

1. 目的

美郷町公共施設等予約システムの調達事業者については、信頼性が高く操作性の良いシステムを適切な価格で提供する事業者を見極めるため、プロポーザル方式により提案を募集して、内容を総合的に審査したうえで、最適な受注候補者を選定することを目的とする。

2. 業務の概要

- (1) 業務名称 美郷町公共施設等予約システム導入・運用保守業務
- (2) 業務内容 別添「仕様書」の通り
- (3) 契約期間 契約期間は、以下のとおりとする。
 - ①構築期間 契約締結日の翌日から令和6年10月31日まで
 - ②利用期間 令和6年11月1日から令和11年10月31日まで（60箇月）
- (4) 提案上限額 総額13,959千円（消費税額及び地方消費税額を含む）
 - 内 訳 構築業務委託料 4,191千円（上記構築期間にかかる経費）
 - 電算保守委託料（またはシステム利用料）9,768千円（上記利用期間にかかる経費）

※この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、契約の金額については、予定価格の範囲内において受注（予定）者と協議して定めるものとする。

3. 業者選定方式

公募型プロポーザル方式

4. 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 本町に入札参加資格審査申請書（指名願）を提出し、受理されていること。なお、現に受理されていない場合は、プロポーザル参加申込期限までに登録を済ませること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 金融機関の取引が停止されている等、経営不振の状況にないこと。
- (5) 国又は地方公共団体から指名停止措置などの行政処分がなされていないこと。
- (6) 過去3年以内に、国、県、地方公共団体等に対するASPまたはオンプレミス方式による公共施設予約システムの導入業務にかかる受注実績を有すること。
- (7) プライバシーマーク（Pマーク）またはISMS（ISO-IEC 27001国際規格）を取得していること。※認定を証する書類等の写しを提出する必要があります。

5. 添付資料

- (1) 仕様書
- (2) 機能要件確認表（様式第7号）
- (3) 生涯学習課関係施設予約システム施設一覧

6. プロポーザルのスケジュール

内容	期日または期間
①公募開始	令和6年5月上旬
②質問書提出期間	令和6年5月20日（月）午後5時まで
③質問書回答期限	令和6年5月23日（木）
④参加表明書等提出期間	令和6年5月28日（火）午後5時まで
⑤企画提案書等提出期限	令和6年6月6日（木）午後5時まで
⑥一次選考（書類審査） 参加資格確認結果通知（書面）	令和6年6月12日（水）
⑦デモンストレーション審査	令和6年6月17日（月）～25日（火）
⑧二次選考 プレゼンテーション及びヒアリング	令和6年7月3日（水）予定 ※変更になる場合があります
⑨二次選考 審査結果通知	令和6年7月上旬
⑩契約締結（予定）	令和6年7月中旬 予定

7. 質疑応答（項番6の表②、③）

本プロポーザルに係る質疑応答は、下記により行う。

(1) 質問

- ①提出書類 質問書（様式第8号）、1部
- ②質問方法 電子メールにて令和6年5月20日（月）まで提出すること。
件名：（会社名）美郷町公共システム予約プロポ質問
提出先： 項番17のとおり

(2) 回答

- ①質問は町が集約する。
- ②回答を令和6年5月23日（木）中に町ホームページに掲載する。質問元の事業者名は公表しない。（質問内容によって変更になる場合があります）

8. 参加表明書等の提出及び参加資格の確認

本事業のプロポーザル参加希望者は、次のとおり関係書類を提出すること。提案にかかる費用は事業者の負担とする。共同提案の場合は、代表事業者がすべての事業者について取りまとめて提出する。

- (1) 提出期限 令和6年5月28日（火）午後5時（必着）
- (2) 提出先 美郷町教育委員会生涯学習課（美郷町飯詰字北中島37-1、美郷町公民館内）
- (3) 提出方法 持参または郵送（郵送は送付記録が残る方法に限る。）

(4) 提出書類

- ①参加表明書兼誓約書（様式第1号）
- ②会社概要書（様式第2号）
- ③業務実績（様式第3号）
- ④暴力団の排除に関する誓約書（様式第4号）
- ⑤会社・法人の登記事項証明書（発行後3か月を経過していない原本）
- ⑥プライバシーマーク（Pマーク）又はISMS認証の証明書等のコピー

(5) 提出部数 1部

(6) 各資料の入手

美郷町ホームページに公募開始後に掲載するので、ダウンロードして使用すること。

9. 辞退届の提出

参加者は企画提案書等の提出期日までに、いつでも本プロポーザルを辞退することができる。なお、辞退にあたっては、辞退届（様式第9号）を提出すること。

10. 提案書等の提出

提案書等は以下のとおり提出すること。

- (1) 提出期限 令和6年6月6日（木）午後5時（必着）
- (2) 提出先 美郷町教育委員会生涯学習課（美郷町飯詰字北中島37-1、美郷町公民館内）
- (3) 提出方法 持参または郵送（郵送は送付記録が残る方法に限る。）
- (4) 提出書類

- ①企画提案書（様式第5号）
- ②業務実施体制（様式第6号）
- ③機能要件確認表（様式第7号）

※各要件に係る実現可否および実現のための代替案を備考欄に記載すること。

- ④価格提案書及び見積内訳書（任意様式 A4版）

※システム構築費用および毎月の運用保守費（または利用料）について、価格提案書（任意様式）を提出すること。なお、可能な限り費用の内訳を記載すること。

※要求機能表においてカスタマイズとした費用も含めること。

- ⑤参考見積書

※検討事項として挙げている次の必要経費を別途参考見積書として提出すること。

ア. システム導入対象施設拡充時の費用（追加導入費・月額（年額）運用費の各費用）

イ. マイナンバーカードの活用（可能な場合、任意）

ウ. スマートロックシステム導入時の費用（追加導入費・月額（年額）運用費の各費用）

エ. その他提案書に記載の追加提案事項に関する費用

- (5) 提出部数 7部（正本1部、副本（複写可）6部）

1 1. 一次選考の結果通知

参加表明した事業者に対し、参加資格の確認を行い、資格審査の結果通知を行う。

1 2. 二次選考

提出された提案書等に基づき、提出者によるデモンストレーション、プレゼンテーション及びヒアリングを行い審査する。なお、委員会は非公開とする。

(1) 審査主体

美郷町公共施設等予約システム導入・運用保守業務委託プロポーザル選考委員会

(2) 審査内容

審査は、デモンストレーション、プレゼンテーション及びヒアリングによる審査を実施し、評価点を算出する。

(ア) デモンストレーション審査

①実施日 令和6年6月17日(月)～25日(火)

②審査員 庁舎内職員 11名程度

③審査方法 LGWAN又はインターネットで、提案するシステムを操作・体験できる環境を用意すること。

(イ) プレゼンテーション審査 (1者あたり30分程度)

①実施日

令和6年7月3日(水) ※変更になる場合があります

開始時間等は、項番11「参加資格確認の通知」で詳細を連絡する。

②実施方法

美郷町役場又は公共施設等の会議室にて、審査員の面前で行う。

③プレゼンテーションの内容

- ・説明は、この件を受注した場合を想定して構築を担当する予定者が行うこと。出席は3名以内とする。その他、選考委員会の指示に従うこと。
- ・提案内容について30分以内の説明及び質疑応答(目安としてプレゼンテーション:20分、質疑応答:10分程度)を行う。
- ・プレゼンテーションは、提案書に沿って、機能要件確認表の順に行うこと。追加提案や追加資料の配布は認めない。
- ・管理者(町職員)および利用者(町民)の操作感がわかるように、実際のシステム動作画面を見せることは認める。
- ・プレゼンテーションの様子は録画することがある。

(3) 使用機器

①プレゼンテーションソフト(Microsoft Power Point)を用いて行うこと。

②使用機材のモニター、HDMIケーブル(タイプAコネクタ)、電源は町が用意する。プレゼン室内のWi-Fiも使用可能である。その他機材については、提案者の持参による。

(4) 業者選定の方法

あらかじめ設定した審査項目に基づき、審査委員が企画提案書及びプレゼンテーション等の評価を行う形式で実施し、総合的評価で最高得点となった者を優先交渉権者として選

定し、2番目に得点が高かった者を次順位交渉権者とする。なお、評価点の合計が同点となるものが2者以上あるときは、選定委員会で協議のうえ、順位を決定する。

(5) その他

①指定された日時に参加しない場合は、本プロポーザルを棄権したものとみなす。

②提案者が1者であっても、審査は実施する。

1.3. 審査結果の公表

審査結果については、各提案者に書面にて通知するとともに、町ホームページにおいて公表する。なお、本選定結果に対する異議の申し立ては受け付けない。

1.4. 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 参加資格を満たさないことが分かった場合
- (2) 提出した書類に虚偽の記載があったことが判明した場合
- (3) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- (4) 本実施要領に違反した場合
- (5) その他本プロポーザルの公平性を害する行為をした場合

1.5. 契約締結等

契約にあたっては、優先交渉権者と業務内容の詳細について改めて協議し、協議が成立した場合に地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約による方法で契約する。

優先交渉権者が何らかの理由により契約締結できなかった場合、次順位交渉権者と契約交渉を行うこととし、随意契約の方法により契約する。

1.6. その他

- (1) 本審査に係る費用はすべて、提案者の負担とする。
- (2) 提案にあたって、業務に関して知り得た情報を目的外に使用し、または第三者へ提供してはならない。
- (3) 審査結果に関する一切の事項についての質問、説明請求、異議申し立ては受け付けない。

1.7. 本プロポーザルの担当、書類等の提出先

担当課：美郷町教育委員会生涯学習課（美郷町公民館内）

担当者：本間

住 所：秋田県仙北郡美郷町飯詰字北中島37-1

TEL：0187-84-4915 FAX：0187-83-2451

メール：gakusyu@town.misato.akita.jp

休業日：日、月、祝日